



「WTS China Report」は、中国、とりわけ広東省における最近の環境・エネルギー関連の政策動向、トピックについて随時お伝えするものです。本稿では、中国環境保護部より 2018 年 2 月 22 日に出された「“批准を得ずに先に建設した”プロジェクトの違法行為、法律適用問題に関する意見書（关于建设项目“未批先建”违法行为法律适用问题的意见）」の概要についてご案内致します。

I. “批准を得ずに先に建設”プロジェクトの違法行為、法律適用問題に関する意見書の概要

2018 年 2 月 22 日に中国環境保護部より出された「“批准を得ずに先に建設した”プロジェクトの違法行為、法律適用問題に関する意見書」（环政法函 31 号）の主要な内容は以下のとおりです。

1. “批准を得ずに先に建設”に関わる違法行為に対する行政処罰の法律適用について

■関連規定

(1) 改正環境保護法（2015 年 1 月 1 日施行）第 61 条

建設企業が、建設プロジェクトの環境アセスメントに関わる文書を提出しない、あるいは、環境アセスメントに関わる文書の批准を得ずに無断で建設した場合、監督管理の責任を負っている環境保護部門は、建設を停止させ、罰金を科し、かつ原状回復を命じることができる。

(2) 改正環境アセスメント法（2016 年 9 月 1 日施行）第 31 条

建設企業が、法に基づき環境アセスメント報告書、報告表を提出しない、あるいは、第 24 条の規定に基づき、更新のための環境アセスメント報告書、報告表を提出しない、あるいは更新の申請手続きを行わず、無断で建設した場合、県級以上の環境保護主管部門は、建設停止を命じ、違法行為の経緯、危害の状況に基づき、建設プロジェクトの総投資額の 1%以上 5%以下の罰金を科し、かつ原状回復を命じることができる。また、建設企業の管理責任者およびその他の直接責任者に行政処分を科すことができる。

上記の法律改正を通じ、現行の環境保護法および環境アセスメント法においては、法律に基づき環境アセスメントの批准手続きを行っていない場合、「期限を定め、事後的に手続きを実施しなければいけない（限期补办手续）」という要求内容は取り消されている。

■法律適用

ケース 1. 2015 年 1 月 1 日以後に建設を開始した、あるいは 2015 年 1 月 1 日以前に建設を開始し、かつ以後も建設作業が続いている場合：

⇒ 改正環境保護法第 61 条に基づき処罰を科す。「期限を定め、事後的に手続きを実施しなければいけない（限期补办手续）」という行政命令は出されない。

ケース 2. 2016 年 9 月 1 日以後に建設を開始した、あるいは 2016 年 9 月 1 日以前に建設を開始し、かつ以後も建設作業が続いている場合：

⇒ 改正環境アセスメント法第 31 条に基づき処罰を科す。「期限を定め、事後的に手続きを実施しなければいけない（限期补办手续）」という行政命令は出されない。

2. “批准を得ずに先に建設”に関わる違法行為に対する行政処罰の遡及期限について

■関連規定：行政処罰法第 29 条



違法行為が 2 年以内に発覚しなかった場合、行政処罰を科さない。但し、他の法律規定がある場合は除く。本規定の期限の計算方法については、違法行為が発生した日から起算し、違法行為が連続あるいは継続した状態が終了した日までとする。

■ 遡及期限の計算方法

“批准を得ずに先に建設”したプロジェクトに対する行政処罰の遡及期限の計算方法は、建設工事が完了した日から起算するものとする。そのため、“批准を得ずに先に建設”した違法行為が、建設工事が完了した日から 2 年以内に発覚しなかった場合、行政処罰法第 29 条に基づき、行政処罰を科されることはない。

■ 「三同時」検査（验收）制度に関わる行政処罰について

建設企業が、“批准を得ずに先に建設”するという違法行為と「三同時」検査制度に関わる違法行為の両方が発覚した場合、“批准を得ずに先に建設”するという違法行為に対しては、「改正環境アセスメント法」の第 31 条が、「三同時」検査制度に関わる違法行為に対しては、「建設項目環境保護管理条例」の第 28 条が適用され、それぞれの行為に対して行政処罰が科されるものとする。

■ 「三同時」検査制度に関わる行政処罰と遡及期限の影響について

「三同時」制度に関わる違法行為は、環境保護施設・設備の設置に関わるものであり、連続あるいは継続的なものであるため、たとえ“批准を得ずに先に建設”するという違法行為に関わる 2 年間の遡及期限を過ぎたとしても、「三同時」制度に関わる違法行為に対する行政処罰に対し影響しないものとする。

3. 建設企業による環境アセスメント報告書、報告表の事後提出について

■ 環境アセスメント報告書、報告表の事後提出

改正環境保護法および改正環境アセスメント法は、建設企業が環境アセスメント報告書、報告表を事後的に提出することを禁じていない。

■ 環境保護部門による受理

建設企業が自主的に環境アセスメント報告書、報告表を事後的に提出した場合、権限をもつ環境保護部門は受理しなければならない。

※本意見書の原文については、現地報道記事の下記ウェブサイトをご参照ください。

http://www.sohu.com/a/223705033_367809

II. WTS コメント

- (1) 環境保護部より出された本意見書は、建設プロジェクトの違法行為に関わる論点を整理した上で、行政当局の考え方を明確に示したものです。今後、“批准を得ずに先に建設した”プロジェクトの違法行為に対する行政処罰は、本意見書の内容に基づき執行されていくものとみられます。
- (2) 中国では近年、環境アセスメントの批准、「三同時」検査制度に関わる手続き、関連の行政処罰の執行が強化されてきているため、工場の拡張などを計画している現地日本企業は、「三同時」制度のルールに基づき、事前に環境アセスメントの批准を取得した上で建設工事を行い、環境アセスメント報告書で要求された汚染防止設備を導入し、工事完了後の検査(验收)に合格しておくことがより重要になってきていると思われます。

**WTS 中国側責任者： 林 慈生**

連絡先：Email: lcs@wts-cn.com Tel : +86-757-8636-0156

略歴 : 明海大学経済学部卒、同大学経済学研究科にて修士号取得。早稲田大学大学院アジア太平洋研究科における研究、早稲田大学社会システム工学研究所の客員研究員、国際プロジェクト担当、明海大学経済学部非常勤講師等を経て、2011年仏山早稲田科技服務有限公司設立、董事長に就任。JETRO の環境エネルギー分野の海外コーディネーター、E-Kansai の広東省担当のコーディネーター、公益財団法人・地球環境センターの「環境・省エネビジネス展開支援等事業」のプロジェクトマネージャーとして、環境エネルギー分野における日中間の提携・マッチング支援に尽力してきている。中国環境保護部、広東省の各行政レベルの環境保護行政責任者、日本、中国の有力環境企業などと幅広いネットワークをもつ。日本語可。

WTS 日本側責任者： 佐藤 直樹

連絡先：Email: sato@wts-cn.com Tel : 045-550-4767

略歴 : 慶応義塾大学経済学部卒。同大学大学院政策・メディア研究科および米国ジョンズ・ホプキンス大学高等国際問題研究大学院/SAIS (専攻: 中国研究) にて修士号取得。在インドネシア日本大使館にて専門調査員として経済調査業務、日系大手銀行の香港支店、国際会計事務所の香港および深センオフィスなどにて、中国人会計士・弁護士と連携し中国本土における法人設立、工場清算、組織再編、会計・税務、MA 関連の財務調査などの各種コンサルティング業務に従事。2016年より佛山早稲田科技服務有限公司に参画、現在、日・中の環境企業間の提携コンサルティング、中国現地の日系大手製造企業向け環境管理コンサルティング業務、JETRO 広州等における環境規制に関する講演などに取り組んでいる。米国計5年、中国本土の主要都市(北京、上海、深セン、広州) および香港に計13年居住。英語、中国語(北京語)可。

当資料は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しましては、お客様ご自身でご判断くださいますよう、お願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、弊社はその正確性を保証するものではありません。